

第二会社方式活用のポイント

弁護士 橋本浩史

はじめに

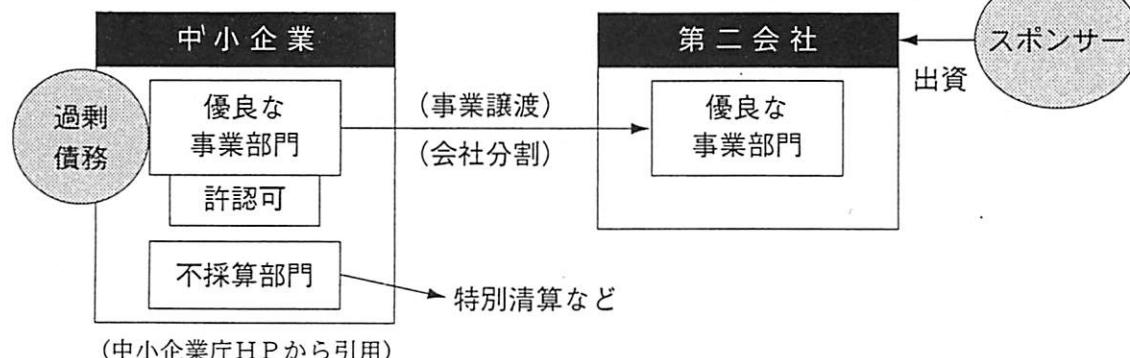
従来の産業活力再生法が、平成21年4月30日、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下単に「法」という）と法律名を変えて成立し、同年6月22日に施行された。同改正においては、中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方

式」による再生計画の認定制度が創設された。同制度の利用の実例は、いまだ少ないものと思われる⁽¹⁾。そのため、以下の解説は、執筆時点において、主に中小企業庁のHPから入手できる情報等を筆者がまとめたものであることをあらかじめお断りする。

1 第二会社方式とは

「第二会社方式」とは、財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等をすることにより事業の再生を図る手法であり、従前から中小企業の事業再生の有効な手法の一つとして活用してきたものである。

第二会社方式のメリットとしては、①旧会社が清算されることにより、債務免除などにより回収不能になった旧会社に対する債権を税務上損金処理することが容易になるため、金融機関等の協力を得やすいこと、②旧会社に係る想定外の債務のリスクが遮断されるので、新会社に対するスポンサー等の協力を得られやすいことなどが挙げられる。



しかし、その一方で、第二会社方式には、以下のような問題点が存し、これらの事情が同方式による再生の支障となることがあった。

① 第二会社における許認可等の再取得の必要

第二会社方式では、形式上新たな法人が事業を開始するため、例えば建設業や旅館業など新会社において営業上の許認可を再取得する必要があるケースでは、新会社において許認可を確実に取得することができるという予見性がないため、スポンサー等の協力を獲得しにくいという問題が生ずる。また、許認可取得の手続きにコストや時間を要するため、事業再開に空白期間が生じるケースも存在し、資金繰りの悪化を招くことがあった。

② 過大な税負担

事業用不動産を旧会社から新会社に移転する場合には、当該不動産の移転に関して、原則として不動産取得税や登録免許税が課され、この税金の負担がときに過大となることがあった。

2 認定の対象者

中小企業承継事業再生計画の申請は、過大な債務を負っているなど、財務の状況が悪化し、事業の継続が困難となっている中小企業者（法第2条第21項、以下「特定中小企業者」という）と、計画に基づき事業を承継する中小企業者（法第2条第23項、以下「承継事業者」という）が共同で行う。

過大な債務を負っているなどの財務の状況の悪化の程度としては、次の①（有利子負債キャッシュフロー比率）又は②の式を満たすことが必要である。ただし、業種特性や固有の事情等を勘案し、柔軟性を確保することとしている②。

③ 資金調達の困難さ

新会社において、事業譲受の対価や当面の設備投資資金・運転資金などの資金需要が発生するが、これらの資金調達が困難なことがあった。

この度、新設された認定制度では、以上の①ないし③の問題点を解消するため、3で後述するような①許認可承継の特例、②税負担の軽減措置、③金融支援の三つの支援措置が導入されている。

これらの支援措置を受けるためには、当該中小企業が、一定の基準を満たした「中小企業承継事業再生計画」を作成・申請し、同計画の認定を受けることが必要である。

この「再生計画」は、中小企業が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図る計画のことを行う。

① ネット有利子負債(注1)÷キャッシュフロー(注2)>20

② キャッシュフロー<0

(注1) ネット有利子負債は以下の計算式で求められる。

$$\begin{aligned} \text{ネット有利子負債} \\ = & \text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額} \end{aligned}$$

(注2) キャッシュフローは以下の計算式で求められる。

$$\begin{aligned} \text{キャッシュフロー} \\ = & \text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額} \end{aligned}$$

また、中小企業者の定義としては、業種区分ごとに定められた資本金又は従業員数など、

下記の表の要件を満たすことが必要である。

業種分類	下記の資本金、従業員数のいずれか一方を満たす場合は中小企業者となる。	
	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など ゴム製品製造業の一部	3億円以下	300人以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

3 認定による支援内容

中小企業承継事業再生計画の認定を受けると下記の三つの支援を受けることができる。

① 許認可承継の特例

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有する事業に係る許認可を第二会社が承継できる制度が導入された（法第39条の4）。

これにより、事業と一体的に許認可が承継され、事業の承継後直ちに営業を開始することができるため、スポンサー等の協力が得られやすくなると考えられる。

具体的には、中小企業承継事業再生計画認可の申請書に当該許認可に基づく地位の記載がある場合には、同計画を認定するためには行政庁の同意が必要となる。同計画申請後、主務大臣は各許認可をした行政庁に対して協議を行い、当該行政庁から同意を得られたものに対して認定をすることになる。

なお、承継の特例の対象となる許認可は、再生の現場におけるニーズを踏まえ、以下の業種とされている。

- 一般建設業許可、特定建設業許可（建設業法第3条）
- 旅館業許可（旅館業法第3条）

・ 貨物自動車運送事業許可（貨物自動車運送事業法第3条）

・ 旅客自動車運送事業許可（道路運送法第4条）

・ 火薬類製造・販売業許可（火薬類取締法第3条及び第5条）

・ 一般ガス事業、簡易ガス事業許可（ガス事業法第3条及び第37条の2）

・ 熱供給事業許可（熱供給事業法第3条）

なお、中小企業庁によれば、このほかにも、食品衛生法、酒税法、自然公園法の許可について、再生計画の認定の申請手続を行っている事業者については、当該許可に係る審査について迅速に対応するように措置しており、また、許認可の承継の特例の対象業種については、当該特例についてのニーズを踏まえ、随時更新していくとされている。

② 税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税及び不動産取得税が軽減される。

具体的には、以下のとおりである。

登録免許税の軽減

	登記事項	本則税率	軽減税率
商業登記	株式会社の設立又は資本金の額の増加	0.70%	0.35%
	分割による株式会社の設立又は 資本金の額の増加	0.15%	0.10%
	資本金が純増する部分	0.70%	0.35%
不動産登記	事業譲受による不動産の所有権移転（土地）	1.00%（注1）	1.00%（注1）
	事業譲受による不動産の所有権移転（建物）	2.00%	1.60%
	分割による不動産の所有権移転	0.80%	0.20%

(注1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率

不動産取得税の軽減

取 得 の 形 態 等	本則税率	軽減税率
事業譲受による不動産の所有権の取得（土地）	3.00%（注2）	2.50%
事業譲受による不動産の所有権の取得（建物）	4.00%	3.33%

(注2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率

③ 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金などの新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援が受けられる。

(1) 日本政策金融公庫の特別融資

第二会社が認定された事業再生計画によって再生を行う場合には、日本政策金融公庫により基準金利より0.9%マイナスした利率で融資を受けることが可能となった。

(2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法3条等に規定される債務の保証であって、認定された再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るもの（中小企業承継事業再生関連保証）については、従来の保証とは別枠で保証を設定できるようになった（法第39条の5）。

これにより、普通保険については2億円、無担保保険については8,000万円、特別小口保険については1,250万円の枠が増えることになった。

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

従来、中小企業投資育成株式会社が引き受け、保有することができる株式等は、資本金の額が3億円以下の株式会社を設立する際に発行するもの又は資本金の額が3億円以下の株式会社が増資する際に発行するものに限られていたが、資本金の額が3億円を超える第二会社の株式等の引受け、保有することができるようになった（法第39条の6）。

ただし、以上の(1)ないし(3)の支援を受けるためには、各関係機関等による審査が必要になることに留意する必要がある。

4 認定要件

中小企業承継事業再生計画の認定を受けるためには、下記の①ないし⑦の要件を満たすことが必要である。

- ① 特定中小企業者が過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること（法第2条第21項）

特定中小企業者が、計画申請時点で、

前記「2 認定の対象者」の①及び②を満たすこと (①ネット有利子負債÷キャッシュフロー>20, ②キャッシュフロー<0) が必要である。

② 中小企業承継事業再生による事業の強化(法第39条の2第4項第1号)

中小企業承継事業再生の対象となる事業の強化に関して、経常収支の黒字化、有利子負債キャッシュフロー比率の圧縮、経常収支の改善に関する目標設定の一定水準を認定要件とする。

具体的には、計画終了時点で、①ネット有利子負債／キャッシュフロー≤10、及び、②経常収入(注1)÷経常収支(注2)≥0の要件を満たすことが必要である。

(注1) 経常収入は以下の計算式で求める。

$$\text{経常収入} = \text{売上高} + \text{営業外収益} - \text{受取手形} \\ (\text{割引手形を含む}) \text{増加} - \text{売掛金} \\ \text{増加} + \text{前受金增加} + \text{前受収益増} \\ \text{加} - \text{未収入金増加} - \text{未収収益增} \\ \text{加}$$

(注2) 経常支出は以下の計算式で求める。

$$\text{経常支出} = \text{売上原価} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費} \\ + \text{営業外費用} + \text{棚卸資産増加} - \\ \text{支払手形増加} - \text{買掛金増加} - \text{減} \\ \text{価償却費} + \text{前渡金増加} + \text{前払費用} \\ \text{増加} - \text{貸倒引当金増加} - \text{未払金} \\ \text{増加} - \text{未払費用増加} - \text{引当金} \\ \text{増加}$$

③ 中小企業承継事業再生の実施方法(法第39条の2第4項第1号)

既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業分割、及び新設分割により特定中小企業者から承継事業者へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者が清算するものであることが必要である。

④ 中小企業承継事業再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(法第39条の2第4項第2号)

ア 公正な債権者調整プロセスを経てい

ること

債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下の手続きを経ていることが必要である。

- ・ 中小企業再生支援協議会
- ・ 事業再生ADR
- ・ 私的整理ガイドライン
- ・ RCC企業再生スキーム
- ・ 企業再生支援機構
- ・ 民事再生法 等

イ 第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること

ウ 第二会社の営業に許認可が必要となる場合、許認可を取得していること、又は取得見込みがあること

承継事業者の営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする。

- ・ 本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること
- ・ 第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること

⑤ 特定中小企業者の経営資源が著しく損失するものではないこと(法第39条の2第4項第3号)

承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保(承継時点)することなどが必要である。

⑥ 従業員の地位を不当に害するものないこと(法第39条の2第4項第4号)

労使間で以下について十分な話し合いが行われることが必要である。

- ・ 計画の主たる目的が従業員の削減でないか
- ・ 承継事業の選定が恣意的でないか
- ・ 第二会社に移行しない労働者の選定が恣意的でないか、その後の雇用の安

定には十分な配慮があるか

- ・ 第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

⑦ 取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと（法第39条の2第4項第5号）

旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないことが必要である。

5 計画の申請・認定に係る手続きの流れ

① 申請者

前述したように、中小企業承継事業再生計画の申請は、原則として、特定中小企業者及び承継事業者が協同で申請する。

ただし、申請時には承継事業者が設立されておらず、計画によって承継事業者を設立する場合も認定制度を利用することができる。この場合には、特定中小企業者と「承継事業者となる法人を設立しようとする者」(3)が申請者になることができる。

また、新設分割を用いる場合など、特定中小企業者自身が「承継事業者となる法人を設立しようとする者」となることも想定されるため、この場合は、特定中小企業者が単独で申請を行うことになる。

かかる書類が必要となる。

なお、申請書の書式及び必要な添付資料は、中小企業庁のHPに掲載されている。

(注)

- (1) 本稿執筆時点（平成21年10月22日）、中小企業庁のHPには、上島珈琲貿易株式会社及びマック珈琲株式会社が「中小企業承継事業再生計画」の認定を得たことが記載されている。
- (2) 法第2条第21項の「財務の状況が悪化していること」は、具体的には、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針」第15条で定められている。これに限らず、認定制度の具体的内容の多くは同「指針」などにおいて規定されている。
- (3) 「法人を設立しようとする者」とは、発起人による者を指している。

(了)

② 事前相談

申請先は、特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局であり、申請をする場合には、申請書の様式や添付書面について、経済産業省又は中小企業再生支援協議会に事前の相談を行う必要がある。計画の申請には、中小企業再生支援協議会等の公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることが必要となる。

③ 添付書類等

申請にあたっては、中小企業承継事業再生計画を作成するとともに、必要な添付書類を提出しなければならない。また、許認可の承継特例を活用する場合には、許認可の審査に

【執筆者紹介】

橋 本 浩 史 (はしもと ひろし)

京都大学法学部卒業

平成10年4月弁護士登録、鳥飼総合法律事務所入所

平成19年1月より鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士就任

経営法曹会議会員、租税訴訟法学会会員

【主要著書】 (いずれも共著)

- ・『税理士のための民事再生法ガイドブック』(中央経済社)
- ・『改正破産法の実務 Q & A』(中央経済社)
- ・『中小企業の新「会社法」対策Q & A』(T KC出版) など